

第 3 章

資 料

1 東京都感染症発生動向調査定点医療機関名簿

小児科（264定点）

2024年12月31日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
千代田	滝医院	千代田区九段南4-3-1	
千代田	千代田加賀クリニック	千代田区神田神保町1-35	
千代田	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	○*
中央区	小坂こども元気クリニック	中央区佃1-9-3	
中央区	わたなべこどもクリニック	中央区月島1-8-1 アイ・マークタワー202	
中央区	埼玉小児科医院	中央区日本橋浜町2-20-2	
みなと	ぼれぼれクリニック	港区高輪1-5-21 ルート高輪ビル4F	○
みなと	とよら小児科	港区芝浦3-11-5 第三協栄ビル2階	
みなと	サニーガーデンこどもクリニック	港区麻布十番2-16-4 プラスワンビル3F	
みなと	白金タワークリニック	港区白金1-17-1-106	
みなと	南青山おおつかクリニック	港区南青山4-9-17	
みなと	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	○*
新宿区	岡田小児科クリニック	新宿区大久保1-5-15	
新宿区	村橋医院	新宿区早稲田町73	
新宿区	若松皮ふ科こどもクリニック	新宿区余丁町10-8 第2浜崎ビル2階	
新宿区	オリエンタル診療所	新宿区西落合2-20-1 哲学堂公園ハイツ1-1	
新宿区	早稲田たけのこクリニック	新宿区早稲田鶴巻町518番地 第一石川ビル3階	
新宿区	(社)聖母会 聖母病院 小児科	新宿区中落合2-5-1	○*
新宿区	星野こどもクリニック	新宿区中落合2-16-26	
新宿区	国立国際医療研究センター 病院	新宿区戸山1-21-1	
文京	保坂こどもクリニック	文京区白山5-27-12	
文京	石原医院	文京区小日向1-6-6	
文京	大塚診療所	文京区湯島3-31-6	
文京	吉村小児科	文京区大塚2-18-6	
台東	いりやキッズクリニック	台東区下谷3-11-12	
台東	柴田小児科医院	台東区松ヶ谷3-16-4	
台東	クローバーこどもクリニック	台東区蔵前4-20-4 蔵前4ビル1F	
台東	小川こどもクリニック	台東区浅草橋1-25-5 小川ハイム201	
墨田区	増田小児科	墨田区東駒形1-19-8	
墨田区	鈴木こどもクリニック	墨田区墨田4-45-1	○
墨田区	平野医院	墨田区立花6-1-14-1F	
墨田区	唐澤医院	墨田区立川1-12-13	
墨田区	にしじま小児科	墨田区京島1-23-16	
江東区	竹内小児科医院	江東区扇橋2-1-3 ET21ビル2F	
江東区	笠井小児科クリニック	江東区大島9-5-1 コアシティ東大島103	
江東区	のずえ小児科	江東区東雲1-9-11-102	
江東区	までのこうじクリニック	江東区東陽3-27-32 玉河ビル2階	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。

備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
江東区	たけうちこどもクリニック	江東区豊洲4-9-13 東京フロントコート132号	
江東区	城田小児科医院	江東区門前仲町1-6-9	
江東区	亀戸キッズクリニック	江東区亀戸2-42-5 くらまえ三洋ビル2F	2024年3月31日まで
	あかちゃんこどものクリニック カメイドクロック	江東区亀戸6-31-6 カメイドクロック4階	2024年4月1日から
江東区	正木医院	江東区北砂7-1-25	○ 2024年7月31日まで
	おかもとこどもクリニック	江東区南砂2-32-5 センタービレッジ南砂2階	○ 2024年8月1日から
江東区	なおやこどもクリニック	江東区東砂7-19-13 ベルコモン南砂2F	
品川区	医療法人社団縁 のぞみクリニック	品川区北品川2-9-12	
品川区	宮平医院	品川区西五反田4-22-3	
品川区	林小児科内科医院	品川区大井3-6-12 NACビル2F	
品川区	村井こどもクリニック	品川区中延5-8-19	
品川区	鈴の木こどもクリニック	品川区戸越1-3-1 夢のこども館	
品川区	旗の台アレルギー ・こどもクリニック	品川区旗の台2-1-22 もとまる2号館2階	
品川区	藤川医院	品川区大井7-29-2	
品川区	吉原医院	品川区戸越5-8-5	
目黒区	自由が丘メディカルプラザ	目黒区自由が丘2-11-16 日能研自由が丘ビル2F	
目黒区	目黒通りこどもクリニック	目黒区下目黒6-1-27 アメニティハウス 2F	
目黒区	田口医院	目黒区碑文谷6-7-4 KYレジデンス	
目黒区	井手小児科	目黒区目黒本町6-17-27	
目黒区	仲村医院	目黒区五本木1-8-9	
大田区	かげ山小児科	大田区池上7-14-11	
大田区	井上小児科医院	大田区山王3-30-2	
大田区	宮下クリニック	大田区大森中3-35-9	
大田区	田園小児科クリニック	大田区田園調布5-36-3	
大田区	鶴の木さくらクリニック	大田区鶴の木1-16-19	
大田区	原口小児科クリニック	大田区北糀谷1-11-8	
大田区	森岡小児科医院	大田区西六郷1-19-15	
大田区	医療法人社団 多摩おやこクリニック	大田区下丸子3-8-8 2F	
大田区	神川小児科クリニック	大田区本羽田1-6-22	
大田区	斎藤医院	大田区南馬込5-26-7	
大田区	どうどうクリニック	大田区仲池上1-31-13	○
大田区	うちやまこどもクリニック	大田区久が原3-36-13-3F	
大田区	城南チャイルド ゼネラルクリニック	大田区蒲田1-7-14	
世田谷	いなみ小児科	世田谷区下馬3-10-7	
世田谷	吉川小児科	世田谷区松原3-28-8-2階	
世田谷	橋本小児科医院	世田谷区祖師谷3-37-5	○
世田谷	かねみつ小児クリニック	世田谷区南鳥山4-7-14	
世田谷	小林クリニック	世田谷区喜多見2-10-3-101	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
世田谷	山口小児科内科	世田谷区中町4-35-6	
世田谷	永井小児科内科医院	世田谷区深沢6-20-14	
世田谷	矢野こどもクリニック	世田谷区宮坂3-13-6 経堂すずらん会館1F	
世田谷	うめはらこどもクリニック	世田谷区太子堂3-38-18	
世田谷	つだ小児科クリニック	世田谷区世田谷4-5-8 アルス世田谷ネクステージ1F	
世田谷	えんどう小児科クリニック	世田谷区桜上水1-7-10 クールセリシエ1F	
世田谷	三宅小児科	世田谷区上北沢4-21-13	
世田谷	直宮医院	世田谷区北沢3-11-14	
世田谷	白井医院	世田谷区成城5-7-12	
世田谷	用賀クリニック	世田谷区玉川台2-22-16 パークヒル用賀Ⅲ 1F	
世田谷	藤井医院	世田谷区奥沢1-38-19	
渋谷区	医療法人社団澤池会 坂本クリニック	渋谷区笹塚1-31-11 ピラージュ笹塚 1-101	
渋谷区	医療法人社団 育心会 稲垣クリニック	渋谷区代々木5-7-17-1F	
渋谷区	かずえキッズクリニック	渋谷区幡ヶ谷3-81-7	
渋谷区	医療法人社団文昭会 内藤小児科内科医院	渋谷区恵比寿南2-5-9	
中野区	やよい町こども医院	中野区弥生町1-8-11	
中野区	江原町小児科耳鼻科	中野区江原町3-35-8	
中野区	田沼内科・小児科医院	中野区本町6-23-3	
中野区	小池小児科医院	中野区若宮1-43-11	
中野区	宇野医院	中野区中野1-6-2	
中野区	しばたこども&アレルギー クリニック	中野区東中野5-1-1 ユニゾンタワー3F	
杉並	立正佼成会附属佼成病院 杏林大学医学部付属杉並病院	杉並区和田2-25-1	○ 2024年4月1日 * 医療機関名称変更
杉並	柿田医院	杉並区下井草2-23-5	
杉並	長沼内科	杉並区成田東3-36-8	
杉並	中里医院	杉並区上荻4-14-14	
杉並	かなやファミリークリニック	杉並区方南2-28-3	
杉並	松野医院	杉並区阿佐谷北3-42-10	
杉並	宮下小児科医院	杉並区成田西3-20-3	
杉並	くめかわ小児科クリニック	杉並区和泉4-51-14 エクセレント和泉2F	
杉並	岩崎小児科医院	杉並区和田3-49-7	
杉並	セキこどもクリニック	杉並区阿佐谷南2-1-27	
杉並	高井戸こどもクリニック	杉並区高井戸西1-27-22	
池袋	金澤医院	豊島区駒込3-5-7	2024年3月31日まで
池袋	新大塚こどもクリニック	豊島区南大塚2-15-7 アルカディア新大塚1F	2024年4月1日から
池袋	みなと小児科	豊島区要町 3-22-10-301	
池袋	田村医院	豊島区池袋本町1-45-16	
池袋	平井医院	豊島区雑司が谷1-26-10	2024年3月31日まで
池袋	雑司が谷赤ちゃん・ こどもクリニック	豊島区雑司が谷3-1-20 S.Z.ビル 201	2024年4月1日から
池袋	南長崎こみ山医院	豊島区南長崎3-14-17	
北区	すこやかこどもクリニック浮間	北区浮間3-1-40 藤原ビル1階	
北区	ほくとクリニック	北区赤羽2-9-6	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
北区	富士見診療所	北区十条仲原3-1-5	
北区	かとうクリニック	北区神谷1-12-9	○
北区	霜降橋こどもクリニック	北区西ヶ原1-6-5 アブニイ駒込2F	
北区	桑畑医院	北区豊島2-6-1	
北区	はんだこどもクリニック	北区赤羽2-69-4 クリニックプラザ21 2F	
荒川区	鈴木こどもクリニック	荒川区西尾久3-21-5 AYビル1F	
荒川区	まつおかこどもクリニック	荒川区荒川2-4-1 荒川メディカルビル1F・2F	
荒川区	いなばキッズクリニック	荒川区南千住4-7-1 BiVi南千住3D	
荒川区	加藤小児科内科医院	荒川区東日暮里5-44-1-1F	
板橋区	共助会医院	板橋区小豆沢2-26-8	
板橋区	上原内科医院	板橋区板橋3-6-11	
板橋区	石川医院	板橋区常盤台1-61-3	
板橋区	井上医院	板橋区赤塚4-17-11	
板橋区	杉内医院	板橋区成増3-17-16	
板橋区	このファミリーケア・クリニック	板橋区志村3-20-26-1F	
板橋区	あべこどもクリニック	板橋区高島平1-28-5 KAZZビル2F	
板橋区	えがおこどもクリニック	板橋区前野町3-31-3	
板橋区	鈴木医院	板橋区大山町10-10	
板橋区	よりふじ医院	板橋区大谷口北町27-4	
練馬区	岩崎小児科医院	練馬区大泉学園町8-7-17	
練馬区	秋田医院	練馬区豊玉中4-10-3	
練馬区	医療法人社団健志会 飯島医院	練馬区光が丘7-3-6-102	
練馬区	医療法人社団松生会 うすきクリニック	練馬区南大泉4-47-9 コンフォート南大泉1F	
練馬区	医療法人社団郁翠会 牧田医院	練馬区桜台1-45-15 プランエノワール1階2階	○
練馬区	沼口整形外科・小児科	練馬区光が丘5-2-5-102	○
練馬区	医療法人社団友健会 浅村こどもクリニック	練馬区石神井町2-8-21 星ビル2F	
練馬区	医療法人社団 上石神井サン・クリニック	練馬区上石神井3-6-34	
練馬区	医療法人社団徳枝会 佐藤皮膚科小児科クリニック	練馬区関町北1-22-10 SATO 1st building 2階	
練馬区	医療法人 のと小児科クリニック	練馬区平和台4-12-6	
練馬区	医療法人社団駿栄会 レーヴこどもクリニック	練馬区大泉町2-12-1	
練馬区	医療法人社団留梨明会 わたなべこどもクリニック	練馬区中村北4-5-2	
練馬区	医療法人社団育慈会 わたなべこどもクリニック	練馬区東大泉1-26-16 オガワビル1階	
足立区	和田小児科医院	足立区西保木間2-15-23	○
足立区	曙町クリニック	足立区千住曙町41-2-107	
足立区	日比谷医院	足立区中央本町5-5-27	
足立区	ちばこどもクリニック	足立区東伊興1-12-16	
足立区	三原小児科医院	足立区本木北町14-6	
足立区	一般社団法人博慈会 博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	
足立区	梅津クリニック	足立区綾瀬3-15-20 遠藤ビル2F	
足立区	中島小児科	足立区足立4-41-6	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。

備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
足立	中西医院	足立区関原3-44-7	2024年8月31日まで
	おおつぼ小児科	足立区梅田6-31-11	2024年9月1日から
足立	すずきこどもクリニック	足立区千住柳町18-7 ノリビル1F	
足立	しみず医院	足立区伊興3-18-21	
足立	師田こども内科クリニック	足立区東伊興3-2-7	2024年4月30日まで
	森川医院	足立区関原1-8-10	2024年5月1日から
足立	木村小児科クリニック	足立区梅島3-32-24 第一矢野新ビル2階	
葛飾区	お花茶屋こどもクリニック	葛飾区宝町2-34-13-115	
葛飾区	高橋小児科医院	葛飾区東新小岩5-17-1	
葛飾区	菊島小児科医院	葛飾区東立石3-24-16	
葛飾区	的場医院	葛飾区金町6-13-9	
葛飾区	医療法人社団双樹敬仁会 青戸キッズクリニック	葛飾区青戸3-41-11 中山ビル1階	
葛飾区	白井医院	葛飾区新小岩1-37-11	
葛飾区	三尾医院	葛飾区東金町3-16-12	○
葛飾区	かめありこどもクリニック	葛飾区亀有3-14-9 プリムロウズ島田2階	
江戸川	医療法人社団愛児会 南小岩クリニック	江戸川区南小岩7-5-18	
江戸川	小松川医院	江戸川区松江3-12-13	
江戸川	久田医院	江戸川区平井1-27-7	
江戸川	医療法人社団結草会 みやのこどもクリニック	江戸川区南葛西2-18-27	
江戸川	医療法人社団 なかにし小児科クリニック	江戸川区西葛西5-1-8 トーションビル1F	○
江戸川	医療法人社団向日葵会 まつしま病院	江戸川区松島1-41-29	
江戸川	医療法人社団多仁会 はるやま小児科	江戸川区南篠崎町2-10-1 カームコート1F	
江戸川	医療法人社団慶智会 なかぞのクリニック	江戸川区一之江7-49-5 IMSクレイドル1F	
江戸川	星田小児科クリニック	江戸川区中葛西2-3-10	
江戸川	医療法人社団晶和会 本橋医院	江戸川区一之江8-15-1 エクセルイッチノエ1A	
江戸川	医療法人社団永幸会 ながきこどもクリニック	江戸川区北小岩6-15-5 小岩メディカルセンター新館3F	
江戸川	医療法人社団志越会 アンヌ小児科	江戸川区東松本1-14-9	
八王子市	加地医院	八王子市大楽寺町137	○
八王子市	まつもと小児・ アレルギークリニック	八王子市南大沢2-2 パオレ5F	
八王子市	のま小児科	八王子市みなみ野3-1-8	
八王子市	京王八王子クリニック	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル2F	
八王子市	北野小児科	八王子市北野町545-3 きたのタウン6F	
八王子市	加藤醫院	八王子市七国4-9-3	
八王子市	なかよしこどもクリニック	八王子市堀之内2-6-5 森本ビル201	
八王子市	こどもクリニック南大沢	八王子市南大沢2-27 フレスコ南大沢4F	
八王子市	はしもと小児科	八王子市桐田町557-3	
八王子市	ノアこどもクリニック	八王子市万町175-1	
八王子市	スマイルこどもクリニック	八王子市散田町5-4-20	
町田市	風の子こどもクリニック	町田市金森東1-25-29 金森メディカルプラザA-2	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
町田市	はやしクリニック	町田市忠生2-28-7	○
町田市	やもりこどもクリニック	町田市真光寺2-37-11 鶴川台メディカルヴィレッジ 総合棟1F-A	
町田市	しのはら小児クリニック	町田市小川1-2-8	
町田市	キッズクリニック智	町田市相原町1652-1	
町田市	豊川小児科内科医院	町田市つくし野2-18-18	
町田市	村野小児科アレルギー科	町田市野津田町1083	
町田市	やすだこどもクリニック	町田市本町田920-1	
西多摩	笹本医院	青梅市住江町58	
西多摩	わかくさ医院	羽村市小作台2-7-16	
西多摩	星野小児科内科クリニック	あきる野市小川東1-19-20-1	○
西多摩	鈴木内科	あきる野市館谷156	
西多摩	ばば子どもクリニック	羽村市五ノ神352-22	
西多摩	ナルケンキッズクリニック	青梅市河辺町4-20-4	
西多摩	大堀医院	青梅市今井5-2440-159	
西多摩	東福生むさしの台クリニック	福生市武蔵野台1-1-7 センチュリー武蔵野台1F	
南多摩	須賀小児科	日野市高幡328	
南多摩	佐々木クリニック多摩平	日野市多摩平1-8-10	
南多摩	こどもクリニックしみず	多摩市鶴牧1-24-1 新都心センタービル3F	○
南多摩	桜井医院	稲城市押立1254-1	
南多摩	牛尾医院	日野市平山6-5-13	
南多摩	おおしろクリニック	日野市神明3-6-16 アムニティ明和館1F-1	
南多摩	唐木田こどもクリニック	多摩市唐木田1-53-9 唐木田センタービル2C	2024年10月31日まで
	武井小児科	多摩市関戸2-69-3	2024年11月1日から
南多摩	まえはら小児科	多摩市関戸4-72 聖蹟桜ヶ丘オーパ5F	
南多摩	平尾内科クリニック	稲城市平尾3-7-26	
多摩立川	野上医院	立川市羽衣町2-42-7	○
多摩立川	内野産婦人科外科小児科	国立市東1-8-6 メディカルセンター	
多摩立川	北條医院	武蔵村山市残堀4-113-1	
多摩立川	太陽こども病院	昭島市松原町1-2-1	
多摩立川	医療法人社団瑞涼会 くぼしまこどもクリニック	国分寺市泉町2-9-3 ハートフルビル西晴3F	
多摩立川	まつなかクリニック	立川市西砂町6-6-16	
多摩立川	さいわいこどもクリニック	立川市幸町1-11-3	○
多摩立川	大田医院	昭島市中神町1237	
多摩立川	マシュマロこどもクリニック	国分寺市戸倉4-45-5	
多摩立川	くろさわ子ども&内科クリニック	国分寺市本多3-7-25	○
多摩立川	ヒバリこどもクリニック	国立市富士見台3-1-15 2F	
多摩立川	有村クリニック	東大和市南街4-10-6	
多摩立川	さくらこどもクリニック	東大和市上北台3-393-1	
多摩立川	伊奈平南クリニック	武蔵村山市伊奈平4-4-1	○
多摩府中	ささもとこどもクリニック	調布市飛田給1-41-5 T・Oビル2F	
多摩府中	いしいこどもクリニック	調布市調布ヶ丘3-19-12	
多摩府中	松本医院	武蔵野市吉祥寺東町1-23-3	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
多摩府中	おぎわらこどもクリニック	武蔵野市中町3-3-2	2024年3月31日まで
	武蔵境駅前こどもクリニック	武蔵野市境南町2-8-17	2024年4月1日から
多摩府中	きたのこどもクリニック	三鷹市北野4-12-17 きたのメディカルパーク1階	
多摩府中	若林医院	三鷹市井の頭4-16-10	
多摩府中	まつおか小児クリニック	府中市寿町2-4-42 ユープ府中3F	○
多摩府中	東小金井駅前こどもクリニック	小金井市梶野町5-3-25-209 クリオ東小金井パークフロント	
多摩府中	石戸谷小児科	狛江市中和泉1-1-1 狛江YSビル4F	
多摩府中	長谷川小児科医院	武蔵野市吉祥寺北町2-8-5	
多摩府中	渡辺こどもクリニック	三鷹市下連雀9-5-1 泰成マンション1F	
多摩府中	つちや小児科	三鷹市下連雀4-16-11	
多摩府中	さくらんぼこどもクリニック	府中市南町4-43-1	
多摩府中	おき医院	府中市白糸台5-24-1	
多摩府中	日野クリニック	府中市住吉町2-15-9	
多摩府中	すみれクリニック	府中市片町3-26-14	
多摩府中	野々田小児科内科	府中市小柳町3-32-26	
多摩府中	佐々木こどもクリニック	調布市西つつじヶ丘3-37-2 横田ファイブ107	
多摩府中	麻生こどもクリニック	調布市小島町1-5-6 アールアンドエスビル3F	
多摩府中	三枝耳鼻咽喉科・小児科医院	小金井市本町5-19-32 三枝ビル2F	
多摩府中	コドモノいっぽクリニック	狛江市中和泉5-33-2 ヒルズ蘇月1F	
多摩小平	清水小児科内科医院	小平市大沼町4-43-32	
多摩小平	わかばこどもクリニック	東村山市富士見町3-13-14	
多摩小平	大塚小児科アレルギー科 クリニック	東久留米市本町3-1-23	
多摩小平	すぎはらこどもクリニック	西東京市西原町5-1-17	
多摩小平	斉藤小児科内科クリニック	西東京市下保谷4-2-21	
多摩小平	鈴木小児科内科医院	小平市学園西町2-11-28	○
多摩小平	はなこキッズクリニック	小平市鈴木町2-865-97	
多摩小平	ちあきこどもクリニック	小平市栄町2-3-7	
多摩小平	武こどもクリニック	東村山市栄町2-32-20-201	○
多摩小平	あきつこどもクリニック	東村山市秋津町4-31-16	
多摩小平	いくせ医院	東久留米市新川町1-4-18 わかさとビル1F	
多摩小平	ひばりが丘やまね 小児科アレルギー科	西東京市谷戸町2-1-41 ひばりが丘南メディカルスクエア1F	
多摩小平	すくすくkidsクリニック	西東京市南町5-9-17	
多摩小平	武蔵野総合クリニック	清瀬市元町1-8-30	2023年12月31日まで
	宇都宮小児科内科クリニック	清瀬市元町1-8-2 清水ビル3階	2024年1月1日から
多摩小平	いつもジェネラルクリニック 秋津院	清瀬市野塩5丁目299-4	2024年4月1日から
島しょ	大島医療センター	大島町元町3-2-9	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

2025年変更医療機関

2025年4月1日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
多摩小平	宇都宮小児科内科クリニック	清瀬市元町1-8-2 清水ビル3階	2024年12月31日まで
	花園医院	清瀬市松山3-5-14	2025年1月1日から
多摩小平	いつもジェネラルクリニック 秋津院	清瀬市野塩5丁目299-4	2024年12月31日まで
	とみまつ小児科循環器クリニック	清瀬市元町1-1-14 ブランドールJ 2階	2025年1月1日から
八王子市	こどもクリニック南大沢	八王子市南大沢2-27 プレスコ南大沢4F	2025年1月31日まで
	山と空こどもアレルギークリニック	八王子市天神町24-3	2025年2月1日から
練馬	秋田医院	練馬区豊玉中4-10-3	2025年3月31日まで
	小山小児科・耳鼻咽喉科医院	練馬区豊玉北6-19-1	2025年4月1日から
文京	吉村小児科	文京区大塚2-18-6	2025年3月31日まで
	文京春日こどもクリニック	文京区小石川1-5-1 パークコート文京小石川ザタワー3F	2025年4月1日から
中央区	わたなべこどもクリニック	中央区月島1-8-1 アイ・マークタワー202	2025年3月31日まで
	勝どき小児クリニック	中央区勝どき1-3-1 Brillia ist Tower 勝どき3階	2025年4月1日から
世田谷	三宅小児科	世田谷区上北沢4-21-13	2025年3月31日まで
	おむすび小児科クリニック	世田谷区船橋4-17-1-1	2025年4月1日から
江戸川	久田医院	江戸川区平井1-27-7	2025年3月31日まで
	緑こどもクリニック	江戸川区小松川2-4-4-101	2025年4月1日から
町田市	キッズクリニック智	町田市相原町1652-1	2025年3月31日まで
	くまくまこどもクリニック	町田市小山ヶ丘3-22-9 京王多摩境駅前ビル1F	2025年4月1日から
新宿区	国立国際医療研究センター 病院	新宿区戸山1-21-1	2025年4月1日 医療機関名称変更
	国立健康危機管理研究機構		
	国立国際医療センター		

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

内科（155定点）

2024年12月31日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
千代田	神田診療所	千代田区内神田2-8-14	
中央区	松本内科院	中央区京橋2-11-5-5F	2024年2月29日まで
	医療法人社団健杏会 杉野内科クリニック	中央区勝どき2-9-12 HBビル勝どき 3F	2024年3月1日から
中央区	中央内科クリニック	中央区日本橋人形町2-7-8	
みなと	馬場クリニック	港区麻布十番2-13-2	
みなと	もとやまクリニック	港区白金1-8-9	
みなと	新田町ビル診療所	港区芝5-34-6 新田町ビル2F	
新宿区	高橋医院	新宿区北新宿3-21-8	
新宿区	早稲田クリニック	新宿区馬場下町10 早稲田レストハウス2F	
新宿区	石井外科	新宿区住吉町8-2	
新宿区	磯貝クリニック	新宿区西早稲田2-4-8	
文京	八千代診療所	文京区白山1-5-8	
文京	森谷医院	文京区千駄木5-43-11	
文京	大橋内科クリニック	文京区西片2-15-11	
台東	関戸クリニック	台東区西浅草2-14-3	
台東	城所医院	台東区北上野2-26-5	○
台東	かとう医院	台東区根岸3-12-14	
墨田区	隅田川診療所	墨田区向島1-24-6	
墨田区	東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	
墨田区	さとう内科クリニック	墨田区本所4-13-3-1F	○
江東区	小林クリニック	江東区大島4-1-6-105	
江東区	みやたけクリニック	江東区東砂4-23-6	
江東区	大陽ビルクリニック	江東区東陽3-23-6 大陽ビル102	
江東区	望月内科クリニック	江東区高橋13-2 ヴィラロイヤル森下1F	
江東区	辰巳中央診療所	江東区辰巳1-9-49-102	
品川区	白井クリニック	品川区大井2-4-1	
品川区	さとうクリニック	品川区南品川2-17-25 菱倉ビル2F	
品川区	医療法人社団雄喜会 大崎広小路内科	品川区西五反田8-4-15 グリンデル広小路4階	
品川区	青柳医院	品川区豊町1-4-15	
目黒区	駒場クリニック	目黒区駒場2-4-5	2024年2月29日まで
	目黒吉田内科クリニック	目黒区下目黒5-9-15 1F	2024年3月1日から
目黒区	清水クリニック	目黒区上目黒5-19-40	
目黒区	阿部医院	目黒区平町2-5-7	
大田区	テクノポートクリニック	大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル 別館2F	
大田区	馬込中央診療所	大田区中馬込1-5-8	
大田区	北條医院	大田区大森北3-4-5	○
大田区	井出内科クリニック	大田区下丸子3-13-11	
大田区	松坂医院	大田区萩中1-6-28	
大田区	溝谷医院	大田区大森東2-1-4	
大田区	並木医院	大田区東雪谷5-27-13	
大田区	せせらぎクリニック多摩川	大田区田園調布1-33-3	
世田谷	菅澤医院	世田谷区中町4-31-13	
世田谷	世田谷北部病院	世田谷区南鳥山2-9-17	○
世田谷	幸野メディカルクリニック	世田谷区祖師谷3-30-28	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。

備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
世田谷	竹川内科医院	世田谷区宮坂1-41-20	2024年1月31日まで
	大坪医院	世田谷区松原5-58-11	2024年4月1日から
世田谷	医療法人社団 シンセリティ いなみ内科クリニック	世田谷区三軒茶屋1-13-7 三茶JOYビル2F	
世田谷	こうらクリニック	世田谷区豪徳寺1-23-22	
世田谷	高橋医院	世田谷区玉川3-23-22	2024年3月31日まで
	森山医院	世田谷区中町2-17-20	2024年4月1日から
世田谷	荏原医院	世田谷区用賀4-13-11	
世田谷	西島内科クリニック	世田谷区宇奈根3-1-21	
渋谷区	医療法人社団恵比寿会 淳クリニック	渋谷区恵比寿西1-14-2-201	
渋谷区	医療法人社団 しおざき内科	渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ2F	○
渋谷区	医療法人社団慶照会 幡ヶ谷内科クリニック	渋谷区幡ヶ谷2-16-8	
中野区	大場診療所	中野区大和町3-40-6	
中野区	山田クリニック	中野区新井2-6-10	
中野区	東中野クリニック	中野区東中野1-58-12	
中野区	溝口医院	中野区弥生町2-12-9	
杉並	藤多クリニック	杉並区上荻1-9-1	
杉並	富士見丘医院	杉並区久我山5-20-1	○
杉並	河合内科クリニック	杉並区上荻3-1-11	
杉並	内山クリニック	杉並区和泉3-6-2	
杉並	石井こども・内科循環器科クリニック	杉並区松ノ木1-6-21	
杉並	清水内科クリニック	杉並区高円寺南1-7-4	
池袋	武藤クリニック	豊島区長崎1-22-11	
池袋	山下診療所大塚	豊島区北大塚2-13-1 ba07 5F	
池袋	目白おかの内科	豊島区目白3-16-15 茜ビル1F	
北区	青木内科クリニック	北区西ヶ原1-46-17 旭レヂデンス1F	
北区	共和堂医院	北区東十条2-5-1	
北区	王子神谷齋藤クリニック	北区豊島8-24-4	
北区	医療法人社団景星会赤羽 赤羽東口病院	北区赤羽1-38-5	
荒川区	水野クリニック	荒川区荒川1-49-2 サクラハイツ2F	
荒川区	南千住つのだ医院	荒川区南千住6-65-12	
荒川区	東京リバーサイド病院	荒川区南千住8-4-4	
板橋区	平山医院	板橋区中台1-46-3	
板橋区	岡部医院	板橋区板橋3-37-1	
板橋区	天木診療所	板橋区清水町47-7	○
板橋区	高島平東ロククリニック	板橋区高島平8-5-10 MAビル3F	
板橋区	赤塚新町クリニック	板橋区赤塚新町2-5-16 ヴィルヌーヴ赤塚1F	
板橋区	多比良医院	板橋区成増4-13-2	
練馬区	川邊内科	練馬区上石神井2-26-15	○
練馬区	医療法人社団健康文化会 練馬第一診療所	練馬区平和台4-20-16	
練馬区	すずしろ医療生活協同組合 すずしろ診療所	練馬区練馬1-15-1 堀越ビル2階	
練馬区	医療法人社団 金谷クリニック	練馬区光が丘2-4-11-102	
練馬区	じんの内科医院	練馬区氷川台3-24-21	
練馬区	医療法人社団安和会 若井内科・呼吸器科	練馬区大泉学園町7-15-16 ハナブサ第一ビル3階	
練馬区	医療法人社団昌泉会 やすひさ内科クリニック	練馬区東大泉5-40-24 サンダリオンビル1F	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。

備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
練馬区	水谷内科呼吸器科クリニック	練馬区東大泉6-51-4 TKマンション1F	
足立	江北ファミリークリニック	足立区江北5-1-1	
足立	久勝医院	足立区弘道2-1-3	
足立	健愛クリニック	足立区千住曙町37-8	
足立	山一ビル内科クリニック	足立区島根3-8-1 山一ビル島根Ⅱ1F	
足立	天沼医院	足立区西保木間4-5-14-2	
足立	佐々木医院	足立区綾瀬2-26-17	
足立	旭医院	足立区千住旭町9-15	
葛飾区	吉川内科医院	葛飾区白鳥3-31-2-101	
葛飾区	遠藤医院	葛飾区柴又3-12-18	
葛飾区	富田医院	葛飾区奥戸5-1-18	
葛飾区	久保島医院	葛飾区小菅2-25-10	
葛飾区	猪口医院	葛飾区柴又4-6-14	
江戸川	医療法人社団 同愛会病院	江戸川区松島1-42-21	
江戸川	医療法人社団美友梨会 福田クリニック	江戸川区南篠崎町2-38-13	
江戸川	医療法人社団黄耆会 京谷医院	江戸川区北小岩6-17-7	
江戸川	医療法人社団孝仁会 小暮医院	江戸川区興宮町16-13	
江戸川	中川医院	江戸川区小松川3-75-3	
江戸川	医療法人社団 葛西中央病院	江戸川区船堀7-10-3	
江戸川	恵仁堂医院	江戸川区東小岩4-10-5	○
八王子市	秋山内科医院	八王子市市安町1-32-7	
八王子市	京王八王子駅前診療所	八王子市明神町4-7-1 京王駅前ビル5F	○
八王子市	近藤内科医院	八王子市長房町1502-30	
八王子市	遠山内科・循環器クリニック	八王子市みなみ野2-16-3 モンパルテ1F	
八王子市	伊藤内科消化器医院	八王子市大和田町4-15-14	
八王子市	南大沢クリニック	八王子市南大沢5-14-4-1	
八王子市	わかばやし内科クリニック	八王子市元本郷町2-5-1	
町田市	こばやし医院	町田市金森1-26-15	
町田市	中村クリニック	町田市木曽東3-20-28	○
町田市	泰生医院	町田市小山町2470-5	
町田市	医療法人社団泰大会 薬師台おはなぼっぼクリニック	町田市薬師台1-25-12 薬師台メディカルテラス	
町田市	はやし内科クリニック	町田市真光寺2-37-11	
西多摩	福生クリニック	福生市加美平3-35-13	
西多摩	日の出ヶ丘病院	日の出町大久野310	
西多摩	片平医院	青梅市河辺町10-16-20	○
西多摩	近藤医院	あきる野市油平35	
西多摩	双葉クリニック	羽村市双葉町1-1-15	
西多摩	石畑診療所	瑞穂町石畑207	
南多摩	斉藤内科呼吸器科	多摩市永山4-2-6-202	
南多摩	土方クリニック	日野市万願寺1-13-1	
南多摩	中川クリニック	日野市南平7-18-11	
南多摩	やはの内科・胃腸科クリニック	多摩市関戸1-11-9 桜ヶ丘富沢ビル6F	
南多摩	長峰クリニック	稲城市長峰2-2-2	
多摩立川	唯善クリニック 内科・呼吸器内科	立川市富士見町1-34-9-1F	
多摩立川	藤井医院	立川市栄町5-22-6	○
多摩立川	まことクリニック	昭島市松原町2-9-1	
多摩立川	国分寺内科中央病院	国分寺市東元町2-3-19	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
多摩立川	新田クリニック	国立市西2-26-29	
多摩立川	向日葵クリニック	武蔵村山市学園3-88-2	
多摩立川	浅香医院	東大和市湖畔1-1043-39	
多摩府中	赤須内科クリニック	府中市緑町2-17-9	
多摩府中	小林内科	調布市上石原2-30-22	
多摩府中	田原医院	武蔵野市関前3-3-9	
多摩府中	渡辺医院	武蔵野市吉祥寺本町4-7-9	
多摩府中	岡庭医院	三鷹市井の頭3-21-16	
多摩府中	いりえ内科クリニック	三鷹市北野4-5-30 キューブコート烏山101号	
多摩府中	府中よつやクリニック	府中市四谷3-37-14	
多摩府中	仙川さとうクリニック	調布市仙川町2-18-15 メゾン仙川1F	
多摩府中	小金井メディカルクリニック	小金井市本町5-15-9 栄ハイツエクシード2階	
多摩府中	やまだ総合内科クリニック	狛江市和泉本町3-27-10	○
多摩府中	中村内科クリニック	府中市西府町2-12-1	
多摩府中	辻医院	調布市下石原3-60-4	
多摩小平	松岡内科クリニック	小平市花小金井1-1-11 エメラルドビル3F	
多摩小平	西都保健生活協同組合 北多摩生協診療所	東村山市本町4-2-32 ドルチェ久米川	
多摩小平	ワンズタワーすこやかクリニック	東村山市野口町1-46 ワンズタワー4階	
多摩小平	宮本医院	清瀬市松山1-42-6	
多摩小平	山口内科・呼吸器科クリニック	東久留米市本町3-12-2	○
多摩小平	廣川クリニック	西東京市東町4-8-28 JUN西東京市101	
多摩小平	ますだ内科クリニック	西東京市芝久保町3-6-26	
多摩小平	井上内科クリニック	小平市仲町268-6 サライ仲町102	
島しょ	小笠原村診療所	小笠原村父島清瀬	

2025年変更医療機関

2025年4月1日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
練馬区	水谷内科呼吸器科クリニック	練馬区東大泉6-51-4 TKマンション1F	2024年12月31日まで
	竹下医院	練馬区南大泉5-36-9	2025年1月1日から
南多摩	斉藤内科呼吸器科	多摩市永山4-2-6-202	2025年2月9日まで
	つるまき八木クリニック	多摩市鶴牧5-4-1	2025年2月10日から
文京	八千代診療所	文京区白山1-5-8	2025年3月31日まで
	森内科	文京区大塚3-35-8 クリサンス小石川1F	2025年4月1日から

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

眼科（39定点）

2024年12月31日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
中央区	宮下眼科医院	中央区京橋2-5-18 3F	
新宿区	東京女子医科大学病院眼科	新宿区河田町8-1	○*
新宿区	東京医科大学病院眼科	新宿区西新宿6-7-1	
文京	順天堂大学医学部眼科	文京区本郷3-1-3	
墨田区	毛塚眼科医院	墨田区向島1-5-7	
江東区	さとう眼科	江東区南砂6-1-11	
品川区	濱崎眼科医院	品川区大井3-18-17	
目黒区	にっこのクリニック	目黒区原町2-1-24	
大田区	朝広眼科	大田区久が原5-17-9	
大田区	下丸子眼科クリニック	大田区下丸子1-6-24 グランドステラ下丸子1F	
世田谷	福地眼科	世田谷区上北沢3-20-22	
世田谷	喜多見眼科	世田谷区喜多見8-18-10 小泉ビル3F	
渋谷区	角谷眼科医院	渋谷区恵比寿南1-3-6 C1ビル2F	○
中野区	福田眼科医院	中野区新井2-33-1	
杉並	荒木眼科医院	杉並区西荻北2-9-10	○
池袋	大木眼科	豊島区池袋2-17-1	
北区	クリスタル眼科	北区堀船3-18-3	
荒川区	眼科アリモト	荒川区東日暮里5-51-7	
板橋区	フルヤ眼科クリニック	板橋区板橋1-22-8 古谷ビル2F	
板橋区	小暮眼科	板橋区成増3-10-5	
練馬区	荻野眼科医院	練馬区石神井町1-25-10	
練馬区	医療法人社団静秀会 氷川台眼科	練馬区氷川台3-38-8 M&Rビル1階	
足立	三原眼科医院	足立区本木北町14-6	
足立	こばやし眼科クリニック	足立区千住宮元町1-1 千住宮元ビル2F	
葛飾区	的場眼科クリニック	葛飾区金町6-13-9	
江戸川	医療法人社団星明会 松江八木橋眼科	江戸川区松江2-1-5 目々沢ビル	2024年8月31日まで
	医療法人社団時中会 つばい眼科クリニック	江戸川区一之江8-17-17	2024年9月1日から
江戸川	安田医院	江戸川区瑞江1-43-12	
八王子市	きむら眼科	八王子市子安町4-10-1	
八王子市	大熊眼科医院	八王子市千人町2-19-15 長塚ビル3F	
町田市	すずかけ台眼科クリニック	町田市南つくし野3-4-2 久保田ビル2階	
西多摩	後藤眼科診療所	青梅市森下町508	
南多摩	小川眼科	多摩市関戸2-40-1 ニッセイ聖蹟桜ヶ丘ビル3F	
多摩立川	天佑眼科医院	東大和市南街1-27-5	2024年3月31日まで
	(医社)晴山会 おしきり眼科	武蔵村山市学園3-50-1	2024年4月1日から
多摩立川	曾根医院	国分寺市本町4-19-8	
多摩府中	こはら眼科	武蔵野市中町1-4-4 スクウェア三鷹1F	2024年9月30日まで
	三鷹まちかど眼科	武蔵野市中町1-4-4 スクウェア三鷹1F	2024年10月1日から
多摩府中	武蔵境眼科医院	武蔵野市境南町1-8-1 武蔵野STビル2F	
多摩府中	平山眼科医院	府中市宮町1-20-19 大津ビル2F	
多摩小平	徳島診療所	東村山市富士見町1-2-14	○
多摩小平	つしま眼科医院	清瀬市元町1-8-19 アーク清瀬201	

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。

備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

性感染症（55定点）

2024年12月31日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
千代田	スパル医院	千代田区有楽町1-2-6	
千代田	(公社)東京都教職員互助会 三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	
中央区	医療法人社団賢仁会 銀座吉田医院	中央区銀座2-4-8 GINZA YUKI BLD 8・9F	
中央区	弓削医院	中央区日本橋蠣殻町1-28-7	
中央区	対馬ルリ子女性ライフクリニック銀座	中央区銀座2-6-5 銀座トレジャビル7F	
みなと	大原皮膚泌尿器科	港区赤坂2-14-33 栄屋清水ビル5階	
みなと	赤枝六本木診療所	港区元麻布3-1-30	
新宿区	神楽坂泌尿器科クリニック	新宿区中里町13イーストハウス神楽坂1F	
新宿区	たつきクリニック	新宿区西新宿7-16-14 ミクラ西新宿ビル2F	
新宿区	植松医院	新宿区高田馬場1-32-14 UKビル2F	
新宿区	医療法人社団川添記念会 四谷川添産婦人科	新宿区左門町18	
新宿区	竹下医院	新宿区高田馬場2-14-22	
新宿区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	
新宿区	しらかば診療所	新宿区住吉町8-28 B・STEPビル2階	
文京	細部医院	文京区根津1-1-15	
台東	佐々木医院	台東区浅草5-33-12	
台東	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	
墨田区	南外科泌尿器科	墨田区東向島5-38-14	
墨田区	賛育会病院	墨田区太平3-20-2	
江東区	西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック	江東区大島3-4-3 タワーレジデンス西大島2階	○
江東区	江東病院	江東区大島6-8-5	
品川区	医療法人社団OURS KARADA内科クリニック	品川区西五反田1-2-8 FPG links GOTANDA 10F	
大田区	前村医院	大田区大森中2-19-17	
大田区	東京蒲田病院	大田区西蒲田7-10-1	
渋谷区	医療法人社団三昭会 渋谷新南口クリニック	渋谷区渋谷3-28-8 第三久我屋ビル2F	
渋谷区	赤阪医院	渋谷区神宮前3-31-9	
渋谷区	JR東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3	
渋谷区	笹塚レディースクリニック	渋谷区笹塚1-30-3 ピラーージュ笹塚Ⅲ4F	
渋谷区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	*
中野区	やなだクリニック	中野区弥生町6-2-20	
中野区	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	
杉並	荻窪駅前クリニック	杉並区荻窪5-27-8 FCビル4F	
杉並	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	
池袋	安康レディースクリニック	豊島区池袋2-42-3 オスカービル2F	
池袋	要町駅前クリニック	豊島区要町1-1-11 要町KTビル7F	
池袋	渡辺胃腸科医院	豊島区南大塚1-53-1	○

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

保健所名	医療機関名	所在地	備考
北区	十条銀座診療所	北区上十条2-30-4	
荒川区	医療法人社団静産会 あらかわレディースクリニック	荒川区町屋1-8-8	
板橋区	本多医院	板橋区大山町18-12	
板橋区	板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7	
足立	長門クリニック	足立区中川2-5-8	
足立区	医療法人社団成和会 西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	
江戸川	医療法人社団理弘会 岩倉病院	江戸川区南小岩7-28-4	○
江戸川	医療法人社団山紫会 とおるクリニック	江戸川区瑞江2-3-1 瑞江駅前ビル3F	
八王子市	新クリニック	八王子市台町2-16-8	
八王子市	西島産婦人科	八王子市千人町1-8-5	○
八王子市	米山産婦人科クリニック	八王子市新町2-12	
八王子市	はぎの医院	八王子市本町11-6	
町田市	ベルンの森クリニック	町田市小山ヶ丘4-3-1	
多摩立川	泉医院	立川市曙町2-14-16	
多摩立川	こむかい産婦人科	立川市錦町2-3-30	
多摩府中	武蔵野陽和会病院	武蔵野市緑町2-1-33	
多摩府中	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	*
多摩府中	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	*
多摩小平	真能クリニック	小平市学園西町2-13-37 カミデビル2F	

2025年変更医療機関

2025年4月1日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
みなと	赤枝六本木診療所	港区元麻布3-1-30	2025年1月31日まで
	丸茂レディースクリニック	港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー4階	2025年3月1日から
八王子市	米山産婦人科クリニック	八王子市新町2-12	2024年11月30日まで
	医療法人社団福神会 柴田産婦人科医院	八王子市横川町515	2025年2月1日から
新宿区	植松医院	新宿区高田馬場1-32-14 UKビル2F	2025年3月31日まで
	医療法人社団医精会 マイシティクリニック	新宿区新宿3-25-10 富山ビル6F	2025年4月1日から

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。
備考欄に「*」の表示がある医療機関は、基幹定点を兼ねる。

基幹（25定点）

2024年12月31日 現在

保健所名	医療機関名	所在地	備考
千代田	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	○*
千代田	(公社)東京都教職員互助会 三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	
みなと	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	○*
新宿区	(社)聖母会 聖母病院	新宿区中落合2-5-1	○*
新宿区	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	○#
文京	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	○
墨田区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	○
大田区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	○
世田谷	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1	
世田谷	公立学校共済組合 関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	
渋谷区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	○&
杉並	立正佼成会附属佼成病院 杏林大学医学部付属杉並病院	杉並区和田2-25-1	○ 2024年4月1日 * 医療機関名称変更
杉並	河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3	
池袋	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	○
板橋区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院	板橋区栄町33-1	○
葛飾区	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	○
八王子市	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町1163	○
西多摩	市立青梅総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5	○
多摩立川	国家公務員共済組合連合会 立川病院	立川市錦町4-2-22	○
多摩府中	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	○&
多摩府中	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	○
多摩府中	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	○&
多摩小平	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	○
多摩小平	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	○
島しょ	町立八丈病院	八丈島八丈町三根26-11	○

備考欄に「○」の表示がある医療機関は、病原体定点を兼ねる。

備考欄に「*」、「#」、「&」の表示がある医療機関は、それぞれ小児科、眼科、性感染症定点を兼ねる。

疑似症（36定点）

2024年12月31日 現在

保健所名	種別	医療機関名	所在地	備考
千代田		東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	
中央区		聖路加国際病院	中央区明石町9-1	
みなと		虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	
みなと		東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	
新宿区	特定	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	
新宿区		東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	
文京	一種	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	
台東		永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	
墨田区	一種	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	
江東区		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	
品川区		昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	
大田区	一種	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	
大田区		東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	
目黒区		独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	
世田谷	一種	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24	
渋谷区		日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	
渋谷区		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	
中野区		東京警察病院	中野区中野4-22-1	
杉並		河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3	
池袋		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	
北区		公益社団法人 地域医療振興協会 東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	
板橋区	二種	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院	板橋区栄町33-1	
練馬区		練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	
足立		東京女子医科大学 附属足立医療センター	足立区江北4-33-1	
足立		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	
葛飾区		東京慈恵会医科大学 葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	
江戸川		日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	
八王子市	二種	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	
町田市		町田市民病院	町田市旭町2-15-41	
西多摩	二種	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	
南多摩		地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	
多摩立川	二種	国家公務員共済組合連合会 立川病院	立川市錦町4-2-22	
多摩立川		社会医療法人 社団健生会 立川相互病院	立川市緑町4-1	
多摩府中	二種	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	
多摩小平	二種	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	
島しょ	二種	町立八丈病院	八丈島八丈町三根26-11	

2 東京都感染症予防検討委員会委員名簿

2024年12月31日現在 : 順不同

氏 名	役 職
◎ 櫻 山 豊 夫	東京都結核予防会理事
○ 岡 部 信 彦	川崎市健康安全研究所参与
○ 萩 原 温 久	萩原医院(東京小児科医会)
永 井 英 明	独立行政法人国立病院機構東京病院感染症科部長
尾 形 英 雄	公益財団法人結核予防会複十字病院安全管理特任部長
尾 本 光 祥	北区保健所長
河 合 江 美	町田市保健所長
今 村 顕 史	地方独立行政法人 東京都立病院機構 がん・感染症センター都立駒込病院感染症科部長
丸 山 玄	東京都保健医療局健康安全部食品危機管理担当課長
村 田 ゆかり	東京都健康安全研究センター 企画調整部 健康危機管理情報課 疫学情報担当課長
高 橋 琢 理	国立感染症研究所感染症疫学センター 第四室 室長
渡 部 ゆ う *	東京都保健医療局感染症対策部防疫課長 事務取扱 保健医療局担当部長
長 尾 慶 治 *	みたか南口泌尿器科クリニック(東京泌尿器科医会)
武 知 公 博	きりんウィメンズクリニック武蔵野(東京産婦人科医会)
時 田 章 史	クリニックばんびいに(東京小児科医会)
稲 毛 佐知子	いなげ眼科(東京都眼科医会)
美 田 敏 宏	順天堂大学医学部 熱帯医学・寄生虫病学講座教授
山 下 隆 博	恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院副院長・産婦人科部長
芳 賀 猛 *	東京大学大学院農学生命科学研究科 獣医学専攻 感染制御学研究室教授/副研究科長
川 上 一 恵	東京都医師会理事 (疾病担当)

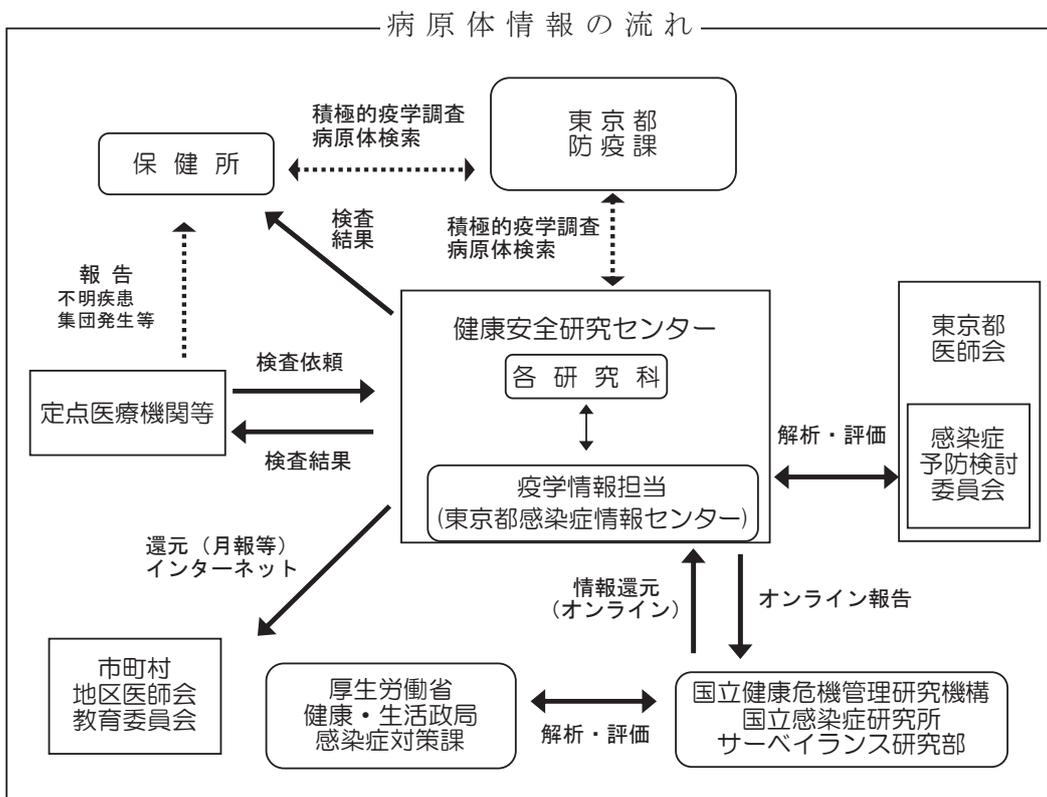
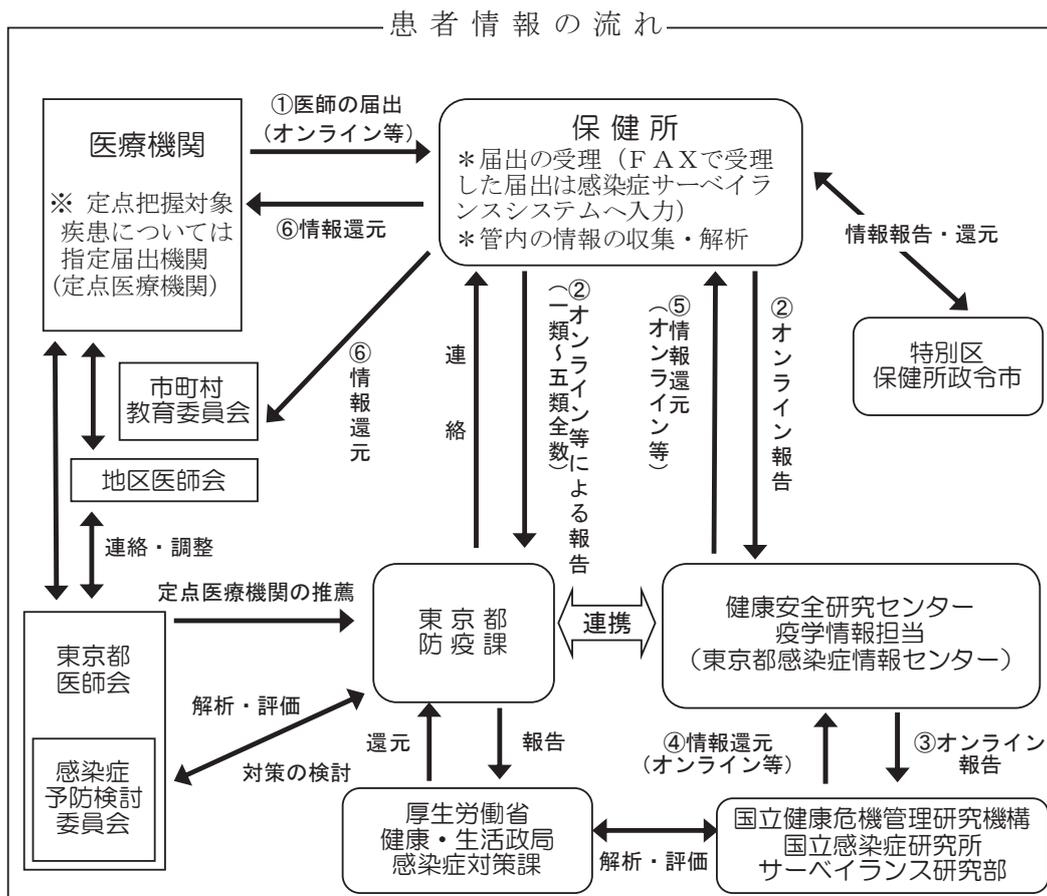
◎委員長 ○副委員長

* 2024年4月1日から

2024年3月31日まで

カエベタ 亜矢	東京都保健医療局感染症対策部防疫課長
山 本 史 郎	山本医院 (東京泌尿器科医会)
池 田 忠 生	元日本大学医学部准教授

3 東京都感染症発生動向調査事業の流れ



東京都感染症発生動向調査事業実施要綱

11 衛福結第680号
平成12年3月30日
最終改正
6 保医感防第1125号
令和7年3月31日

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からは対象疾病を27に拡大するとともにコンピュータを用いたオンラインシステムを導入、以後、順次対象疾病の拡大を図りながら運用されてきたところである。

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）により、本事業が、事前対応型行政を重視した感染症対策の一つとして位置づけられることになった。

これを受け、本事業は、感染症の発生状況の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施するものとする。

第2 根拠法令等

本事業の実施に当たっては、感染症法及び国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱に基づくものとする。

第3 対象感染症

この事業の対象とする感染症は、別表1のとおりとする。

第4 実施体制

1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは、東京都、特別区及び保健所政令市における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集・分析し、東京都、特別区及び保健所政令市の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開するために、東京都及び各特別区内に1か所、

地方衛生研究所等の中に設置されている。

基幹地方感染症情報センターである東京都健康安全研究センター（以下「健康安全研究センター」という。）は、東京都全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者及び当該感染症により死亡した者（感染症法第14条第1項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 東京都は、定点把握対象の五類感染症等についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。
- (3) 東京都は、上記（1）及び（2）に係る指定届出機関及び指定提出機関との連絡調整及び推薦等に係る業務を、東京都医師会に委託することができる。

3 感染症予防検討委員会

- (1) 東京都内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる感染症予防検討委員会を置く。
- (2) 東京都は、上記（1）に係る事務を、東京都医師会へ委託することができる。

4 検査施設

東京都内における本事業に係る検体等の検査については、健康安全研究センターにおいて実施する。健康安全研究センターは、検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、

85及び86に掲げるもの)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(以下「届出基準」という。)に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、保健医療局感染症対策部防疫課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合(疑いを含む。)又は東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び

国から求められた場合にあっては、保健医療局感染症対策部防疫課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 情報の報告等

(ア) 都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(イ) 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて都道府県知事に報告する。

(ウ) 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(エ) (ア) から (ウ) の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の

別記様式10を用いて、届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所等からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、保健医療局感染症対策部防疫課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、保健医療局感染症対策部防疫課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

3 定点把握対象の五類感染症等

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症等について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体と検案される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症等の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、急性呼吸器感染症定点（別表1の88、89、90、91、93、97及び106の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。）として協力するよう努めること。

(イ) 急性呼吸器感染症定点

対象感染症のうち、別表1の88、89、90、91、93、97及び106については、前記（ア）で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の94及び111に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の99から101まで、113及び116までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の90及び97に掲げるもの（届出基準は急性呼吸

器感染症定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の95、96、105、107から110まで及び114までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点とし、別表1の84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107を対象感染症とする。また、急性呼吸器感染症病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の94及び111を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の99から101まで、113及び116を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の90に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の95、96、105、107から110まで及び114までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、別表1の88、89、90、91、93、97及び106については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1の90及び97については、疾病毎の患者数を届出ることとする。

また、(2)のアの(ア)により選定された小児科定点のうち、急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点は、別表1の88、89、91及び106について、小児科定点としての届出も必要である。

イ 病原体情報

- (ア) 病原体情報のうち、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107については、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。
- (イ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するもののうち、別表1の97のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- (ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準を参考とし、患者発生状況の把握を行うものとする。
- (イ) (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、別表2のとおり、それぞれの調査単位の患者発生状況を届け出る。
- (ウ) (イ) の届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うとともに、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、別記様式2から7を用いて、届出を行う。

イ 病原体定点

- (ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。
- (イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。
- (ウ) (2) のイの (イ) により選定された病原体定点においては、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。
- (エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点においては、(1) のアの (イ) により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点の営業日のうち、週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。

なお、別表2の97のゲノム解析で用いる検体は健康安全研究センターで選定するため、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

エ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症等の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

オ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所等からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、保健医療局感染症対策部防疫課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、保健医療局感染症対策部防疫課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センタ

一等の関係機関に提供・公開する。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 疑似症定点の選定

東京都は、関係医師会の協力を得て、国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱第5の4(2)に定める基準を満たす医療機関の中から疑似症定点を選定する。

また、疑似症定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

(4) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) 疑似症定点として選定された医療機関は、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を届け出る。

(ウ) (イ)の届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うとともに、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、国の定める届出基準の別記様式6-7を用いて、届出を行う。

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時保健医療局感染症対策部防疫課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、保健医療局感染症対策部防疫課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

ウ 保健医療局感染症対策部防疫課

保健医療局感染症対策部防疫課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、疑似症定点において感染症サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を感染症サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

5 その他

- (1) 上記の実施方法以外の部分について、必要と認められる場合には、東京都の実情に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。
- (2) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的のために用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の規定に従い行うものとする。
- (3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療局長が定めることとする。

6 特別区及び保健所政令市との関係

東京都は、本事業を実施するため特別区及び保健所政令市と協議し、連携を図るものとする。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年11月5日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成16年8月1日から施行する。

- 附 則
この実施要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成18年6月12日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成19年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成20年1月31日から施行し、同年1月1日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成22年3月16日から施行し、同年3月11日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成23年2月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成23年9月5日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成25年5月22日から施行し、同年5月6日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成25年10月14日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成26年6月12日から施行し、同年5月12日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成26年8月13日から施行し、同年7月26日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成26年9月19日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成27年2月25日から施行し、同年1月21日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成27年5月21日から施行する。

- 附 則
この実施要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 2 月 3 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 6 月 24 日から施行し、5 月 29 日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 10 月 2 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、同年 2 月 13 日から適用する。
- 附 則

この実施要綱は、令和3年6月18日から施行し、同年6月3日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和3年12月14日から施行し、同年12月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和4年3月31日から施行し、同年3月17日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和4年8月29日から施行し、同年8月19日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和4年10月31日から施行する。

附 則

- 1 この実施要綱は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この実施要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、第5中「保健医療局感染症対策部防疫課」とあるのは「福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課」、「保健医療局長」とあるのは「福祉保健局長」とする。

附 則

この実施要綱は、令和5年5月26日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和5年9月25日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

感染症法に基づく感染症の分類

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
一類	1 エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱					
	3 痘そう					
	4 南米出血熱					
	5 ベスト					
	6 マールブルグ病					
	7 ラッサ熱					
二類	8 急性灰白髄炎	○	—	○	全数	直ちに
	9 結核	○	○	△※		
	10 ジフテリア	○	—	○		
	11 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	12 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
	13 鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
14 鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○			
三類	15 コレラ	○	—	○	全数	直ちに
	16 細菌性赤痢	○	—	○		
	17 腸管出血性大腸菌感染症	○	—	○		
	18 腸チフス	○	—	○		
	19 パラチフス	○	—	○		
四類	20 E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
	21 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む。)	○	—	○		
	22 A型肝炎	○	—	○		
	23 エキノコックス症	○	—	○		
	24 エムボックス	○	—	○		
	25 黄熱	○	—	○		
	26 オウム病	○	—	○		
	27 オムスク出血熱	○	—	○		
	28 回帰熱	○	—	○		
	29 キャサヌル森林病	○	—	○		
	30 Q熱	○	—	○		
	31 狂犬病	○	—	○		
	32 コクシジオイデス症	○	—	○		
	33 ジカウイルス感染症	○	—	○		
	34 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	—	○		
	35 腎症候性出血熱	○	—	○		
	36 西部ウマ脳炎	○	—	○		
	37 ダニ媒介脳炎	○	—	○		
	38 炭疽	○	—	○		
	39 チクングニア熱	○	—	○		
40 つつが虫病	○	—	○			
41 デング熱	○	—	○			
42 東部ウマ脳炎	○	—	○			
43 鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く)	○	—	○			
44 ニバウイルス感染症	○	—	○			
45 日本紅斑熱	○	—	○			
46 日本脳炎	○	—	○			
47 ハンタウイルス肺症候群	○	—	○			

※結核の無症状病原体保有者については、結核医療を必要としないと認められる場合は届出不要。

	疾患名	届出対象者			届出方法		
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期	
	48	Bウイルス病	○	—	○	全数	直ちに
	49	鼻疽	○	—	○		
	50	ブルセラ症	○	—	○		
	51	ベネズエラウマ脳炎	○	—	○		
	52	ヘンドラウイルス感染症	○	—	○		
	53	発しんチフス	○	—	○		
	54	ボツリヌス症	○	—	○		
	55	マラリア	○	—	○		
	56	野兔病	○	—	○		
	57	ライム病	○	—	○		
	58	リッサウイルス感染症	○	—	○		
	59	リフトバレー熱	○	—	○		
	60	類鼻疽	○	—	○		
	61	レジオネラ症	○	—	○		
	62	レプトスピラ症	○	—	○		
	63	ロッキー山紅斑熱	○	—	○		
指定感染症	—	—	—	—	—	—	—

※令和7年3月31日現在、政令に基づく指定感染症なし。

2 五類感染症（全数把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出別	時期
64	アメーバ赤痢	○	—	—	全数	7日以内
65	ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	—	—		
66	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	—	—		
67	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。)	○	—	—		
68	急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	—	—		
69	クリプトスポリジウム症	○	—	—		
70	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	—	—		
71	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	—	—		
72	後天性免疫不全症候群	○	—	○		
73	ジアルジア症	○	—	—		
74	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	—	—		
75	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	—	—		
76	侵襲性肺炎球菌感染症	○	—	—		
77	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。)	○	—	—		
78	先天性風しん症候群	○	—	—		
79	梅毒	○	—	○		
80	播種性クリプトコックス症	○	—	—		
81	破傷風	○	—	—		
82	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
83	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	—	—		
84	百日咳	○	—	—		
85	風しん	○	—	—		
86	麻しん	○	—	—		
87	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—		
					全数	直ちに
					全数	7日以内

3 新型インフルエンザ等感染症

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
118	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
119	再興型インフルエンザ	○	○	○		
120	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
121	再興型コロナウイルス感染症	○	○	○		

4 五類感染症等（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別 (定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	—	—	別表2参照	
89	咽頭結膜熱	○	—	—		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	—	—		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
92	感染性胃腸炎	○	—	—		
93	急性呼吸器感染症 (インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)	○	—	—		
94	急性出血性結膜炎	○	—	—		
95	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	—	—		
96	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	—	—		
97	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	—	—		
98	水痘	○	—	—		
99	性器クラミジア感染症	○	—	—		
100	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
101	尖圭コンジローマ	○	—	—		
102	手足口病	○	—	—		
103	伝染性紅斑	○	—	—		
104	突発性発しん	○	—	—		
105	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—		
106	ヘルパンギーナ	○	—	—		
107	マイコプラズマ肺炎	○	—	—		
108	無菌性髄膜炎	○	—	—		
109	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
110	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—		
111	流行性角結膜炎	○	—	—		
112	流行性耳下腺炎	○	—	—		
113	淋菌感染症	○	—	—		
114	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	—	—		
115	川崎病 (都単独)	○	—	—		
116	臆トリコモナス症 (都単独)	○	—	—		
117	不明発しん症 (都単独)	○	—	—		

5 疑似症

	届 出 対 象	届 出 対 象 者			調 査 単 位 (期間)	時 期
		患 者	疑 似 症 患 者	無 症 状 病 原 体 保 有 者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	—	○	—	別表3参照	

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届 出 対 象	届 出 対 象 者			調 査 単 位 (期間)	時 期
		患 者	疑 似 症 患 者	無 症 状 病 原 体 保 有 者		
123	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	—	○	—	別表3参照	

五類感染症等（定点把握）の調査単位と報告時期

定点種別	報告対象	調査単位 (期間)	時期
小児科 定点※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)			
急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」			
内科 定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)		
	急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」		
眼科 定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性 感 染 症 定 点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
	膣トリコモナス症 (都単独)		
基 幹 定 点	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	週単位	次の月曜日
	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)		
	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。)		
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。入院患者のみ。)		
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	月単位	翌月初日
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	薬剤耐性緑膿菌感染症		

※小児科定点と内科定点を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

疑似症の調査単位と報告時期

定点種別	届出対象	調査単位 (期間)	時 期
疑似症定点	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	随時	直ちに
法第14条第8項の規定に基づく把握	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	随時	直ちに

(注)

- 1 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- 2 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

別記様式一覧表

別記様式	件名等	別記様式	件名等
1	感染症発生動向調査病原体定点検査票	38	キャサナル森林病発生届
2	五類感染症（定点把握対象）小児科患者定点報告票	39	Q熱発生届
3	五類感染症（定点把握対象） 急性呼吸器感染症患者定点報告票	40	狂犬病発生届
4	五類感染症（定点把握対象）眼科患者定点報告票	41	コクシジオイデス症発生届
5	五類感染症（定点把握対象）性感染症患者定点報告票	42	エムボックス発生届
6-1 6-2 6-3	五類感染症（定点把握対象） 基幹患者定点報告票（週報告分）	43	ジカウイルス感染症発生届
7	五類感染症（定点把握対象） 基幹患者定点報告票（月報告分）	44	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTSウイルスであるものに限る。）発生届
8	麻疹発生届	45	腎症候性出血熱（HFRS）発生届
9	結核発生届	46	西部ウマ脳炎発生届
10	梅毒発生届	47	ダニ媒介脳炎発生届
11	風しん発生届	48	炭疽発生届
12	エボラ出血熱発生届	49	チクングニア熱発生届
13	クリミア・コンゴ出血熱発生届	50	つつが虫病発生届
14	痘そう発生届	51	デング熱発生届
15	南米出血熱発生届	52	東部ウマ脳炎発生届
16	ペスト発生届	53	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7 N9）を除く。）発生届
17	マールブルグ病発生届	54	ニパウイルス感染症発生届
18	ラッサ熱発生届	55	日本紅斑熱発生届
19	急性灰白髄炎発生届	56	日本脳炎発生届
20	ジフテリア発生届	57	ハンタウイルス肺症候群（HPS）発生届
21	重症急性呼吸器症候群（SARS）発生届	58	Bウイルス病発生届
22	中東呼吸器症候群（MERS）発生届	59	鼻疽発生届
23	鳥インフルエンザ（H5N1）発生届	60	ブルセラ症発生届
24	鳥インフルエンザ（H7N9）発生届	61	ベネズエラウマ脳炎発生届
25	コレラ発生届	62	ヘンドラウイルス感染症発生届
26	細菌性赤痢発生届	63	発しんチフス発生届
27	腸管出血性大腸菌感染症発生届	64	ボツリヌス症発生届
28	腸チフス発生届	65	マラリア発生届
29	パラチフス発生届	66	野兎病発生届
30	E型肝炎発生届	67	ライム病発生届
31	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）発生届	68	リッサウイルス感染症発生届
32	A型肝炎発生届	69	リフトバレー熱発生届
33	エキノコックス症発生届	70	類鼻疽発生届
34	黄熱発生届	71	レジオネラ症発生届
35	オウム病発生届	72	レプトスピラ症発生届
36	オムスク出血熱発生届	73	ロッキー山紅斑熱発生届
37	回帰熱発生届	74	侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

各様式は東京都感染症情報センターに掲載 (<https://idsc.tmph.metro.tokyo.lg.jp/survey/kobetsu/>)